

# Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## フィンテック(FinTech)の正体！

最近「フィンテック」という言葉を色々なところで耳にするようになりました。フィンテック (FinTech) とは、金融 (ファイナンス) とデジタル技術 (テクノロジー) の融合による新しいサービスのことを指しています。このフィンテックが私たち中小企業経営に与える影響を考えてみたいと思います。

### ★ 週間ダイヤモンド「FinTechの正体」より抜粋 (一部省略等)

「売上も手元資金も順調に積み上がってきていますね。これなら2店舗目も出せますね」。

創業9年目となる「アロマ香房焚屋」の三宅琢也代表に、金沢市に本社を置く北國銀行の営業担当行員が電話越しに声を掛けた。焚屋は800種類の商品が揃うアロマとお香の専門店。人気商品の一つが、加賀で有名な友禅柄を用いた薄型の香り袋である「ぼち香」だ。金沢市から2010年金沢ブランド優秀新製品に選ばれ、この自社商品の売上拡大に伴って、粗利率も上昇。昨年度の北陸新幹線開業も追い風となり、店の業績は順風満帆だ。

ただ、以前の北國銀行ではこのタイミングで融資を提案することは無理だった。「年一回、四月に来るだけ」(三宅代表)で、その時に銀行が受け取る決算情報が融資判断の材料だったからだ。

その状況を劇的に変えたのがクラウド会計ソフト「freee」だ。企業・店の銀行口座やレジなどから自動で会計情報を取得し会計入力の手間を差君してくれる代物だが、銀行と組み合わせることでさらなる価値を発揮する。

freeeには承諾を得たユーザーの財務データを銀行と共有する機能があり、それによって北國銀行は、焚屋の業況や財務状態をリアルタイムでつかんでいたのだ。そのためタイムリーに焚屋へ融資の提案ができた。それをきっかけに今、北國銀行と焚屋は新規出店に適した物件を探している。これぞフィンテックが実現する新しい金融サービスの一例だ。

最近、会計ソフトもほとんどがクラウド (インターネット上に帳簿がありアクセスすればどこからでも操作ができる) になり、ネットバンキングを使って上記の freee のように銀行取引やクレジットカード取引を自動で仕訳に取り込むソフトが主流になり始めています。今後10年間で銀行の窓口担当や融資担当という職種が消えると言われていますが、銀行の資金移動等はほとんどネットバンキングになって窓口に行くことが少なくなり、財務データを銀行と共有することになり常に即時融資が可能になるということです。

今月、私ども事務所の山本がIT先進国のエストニアの視察に出かけますが、日本でもマイナンバー制が導入され、各人の所得や預貯金の動きがオープンになると同時に、企業の財務状態もすべてがオープンになる時代が近づいているのは確かです。高速道路の料金所がETCで無人化し始めていることを考えてもほぼ間違いないと思われます。つまり、経営や財務の基本ルールが大きく変化し始めているということです。

私ども事務所でも、freeeやMFクラウドといった先進のソフトを積極的に導入し始めています。会計ソフトは単なる帳簿作成が目的ではなく、バックオフィス全体を統括して経理部門の省力化や効率化を図ると統合ソフトとしての機能を持つと同時に、データをオープンにすることにより金融取引もスピードアップさせる時代になりました。私たち経営者の価値観も大きく変えなければならない時代です。

## ◆ 企業版ふるさと納税 創設

日本は世界に先駆けて「人口減少・超高齢化社会」を迎えており、地域経済の活性化が急務となっています。内閣府が認定した地方創始事業に対して行う寄附について、現行の損金算入処置に加え、法人事業税等から税額控除をする事が出来る地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)が創設されました。

### ● 企業版ふるさと納税とは

青色申告法人が寄附金(寄附下限額10万円)を支出した場合に、これまでの寄附金の損金算入措置が(寄附額の約3割)に加えて、法人事業税や法人住民税、法人税についてさらに税額控除できることとなりました。

#### ・法人事業税及び法人住民税

平成29年3月31日までに開始する事業年度については、寄附金の合計額の10%を法人事業税額から5%を法人道府県民税法人税割額から、15%を法人市町村民税法人税割額から、それぞれ控除できます。ただし、控除税額は、法人事業税額の20%、法人道府県民税法人税割額の20%、法人市町村民税法人税割額の20%が上限となります。

※平成29年4月1日以降に開始する事業年度に関しては控除割合が減少しています。

#### ・法人税

支出した寄附金の額の合計額の20%からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額と支出した寄附金の額の合計額の10%とのうちいずれか少ない金額の税額控除が出来ます。ただし、控除税額は、法人税額の5%が上限となります。

例えば、地方公共団体が行う一定の事業に対して10万円の寄付を行った場合には、

- ① 損金算入措置により  $10万円 \times 約3割 = 約3万円$
- ② 法人事業税  $10万円 \times 10\% = 1万円$  (税額の20%を上限)
- ③ 法人県民税  $10万円 \times 5\% = 5,000円$  (税額の20%を上限)
- ④ 法人市民税  $10万円 \times 15\% = 1万5,000円$  (税額の20%を上限)
- ⑤ 法人税 ③、④で控除しきれなかった金額と寄附金額 $\times 10\%$ とのいずれか少ない金額の税額控除 (税額の5%を上限)

このように、10万円の寄附をした場合に最大で約6万円の税額控除ができます。

	← 寄附金 →				
所得が大きい法人	法人税	住民税 事業税	事業税 (10%)	住民税 (20%税額控除)	(法人自己負担)
所得が小さい法人	法人税	住民税 事業税	事業税 (10%)	住民税 (上限)	法人税 (法人自己負担)
	損金算入による負担軽減(約3割)		新たな税額控除		

### ● 企業版ふるさと納税に関する注意事項

- ・企業から寄附金に対してお礼をするかどうかは、地方自治体によって異なります。なお、企業が地方自治体からお礼を受け取った場合、「法人からの贈与」という扱いになるので、法人税がかかり税額が増えてしまいます。
- ・企業の主たる事務所がある地域の地方公共団体に対する寄附は、企業が法人住民税の納税義務者であることから、制度の対象外とされています。また、寄附を行った企業と地方公共団体との癒着を防ぐため、①寄附金の一部を補助金として提供すること、②入札や許認可で便宜を図ること、③有利な利率で融資することなどの行為の防止策も手当てされています。

ご不明な点がございましたら担当者までご相談下さい。

## “ 経営塾 : 人財育成 ”

5年前の旧ブログにパートナーの山本のことを書いた記事を見つけました。成長の軌跡です。

【旧経営者へのメッセージ 2011.05.07ブログより】

### ★ 成長の場

朝礼で、連休を利用して研修に行ってきたパートナーの山本から皆にお礼と報告がありました。

有名なスティーブン・R・コブィーの著書である「7つの習慣」を日本に紹介したジェームス・スキナー氏の主催する「成功の9ステップ」というセミナーのようです。三泊四日で朝9時から夜中の2時過ぎまでのとてもハードなセミナーだったようですが、本人にとっては非常に意義のある成長に結びつく素晴らしい体験になったようです。

山本は税理士法人設立時からパートナーという立場にはありましたが、覚悟と成長も認めて、今年の組織再編でいよいよ後継者としてCOO（最高執行責任者）というグループ全体を統括する立場に就こうとしています。そんな時に感じたのが「今のままの自分ではダメだ」という気づきだったのかもしれませんが。

いつだったかわたみの渡邊さんから「企業の適正規模はどれだけ人を愛せるかだ。10人しか愛せなければ10人が適正規模、千人愛せれば千人が適正規模」と聞いたことがあります。つまり、企業は全てが経営者の枠の中にしか存在しないということだと思えます。著名な経営コンサルタントの一倉定の「電柱が高いのもポストが赤いのも、すべては社長の責任である」という言葉の通り、組織の中にある問題のすべては社長の問題です。経営は「組織との戦い」であり「環境との戦い」であり「変化との戦い」ではありますが、究極の敵は経営者自身の中に存在しています。それに気づいて、「まず自分が変化しなければ何も始まらない」と覚悟を決められる真摯さが、経営者としての最大の資質であることは間違いのないと思います。

私の経験から、人の成長の順番は次の通りです。

1. 自分を知り承認する ... 自分自身と向き合い本当の自分を知り、自分を承認し愛すること
2. 自分の使命を知る ... 自分の人生・会社の使命を知ること
3. 自分を変化させる ... その使命を果たすために自分自身を変えて成長する覚悟を決める

まず、自分の良いところだけでなく悪いところも含めて、ありのままの自分と向き合い、自分を承認する必要があります。自分が好きになれなければ、他人を認めることも愛することもできません。でも、悪いところも含めたありのままの自分と向き合うのは思いのほか難しいことなのです。ほとんどの人は、本当の自分と向き合わないまま生きていきます。

次に自分の使命・ミッションが明確になると、その使命が大きければ大きいほど、尊ければ尊いほど... 今のままではその使命を果たせない自分に気づきます。そして、変化しなければならぬ自分に向き合った時に、自分が承認した自分という絶対に変化しない「核」があるからこそ、変化できる自分がいることに気づきます。自分を承認するということは、自分を守るためではなく変化し成長するためのステップなのです。

山本が、以前ある機会に自分自身と向き合い、自分自身を承認する過程を見てきました。その時に彼女が「自分は自分、今の自分を認めて自信を持つことが大切」と話していたのを覚えています。その彼女が次のステップとして自分の使命（役割）を知り、変化し始める時を... 首を長くして待っていました（笑）

その夜、家内が...「朝礼で山本さんの報告を聞いていたら涙が出たよ。自分ができる範囲じゃなくて、自分の役目を果たすために自分が変わる努力ができるんだからスゴイよね。普通はイヤな自分と向き合うことだけだってできないよ、きっと立派な経営者になるよね」... とつぶやいていました。

職場の本当の価値は、私たち組織の使命を果たす中で、その組織に集う仲間が人として成長できる「場」を創り出すことにあるのだと思います。

彼女の成長に心から尊敬の念を表すと同時に、そんな仲間がいる職場に、感謝でいっぱいです。

## ★ 悩める相続第14弾！

平成27年より相続税の基礎控除の金額が60%に減額され、5,000万円+（1,000万円×法定相続人の数）→3,000万円+（600万円×法定相続人の数）となりました。

### ● 課税されずに上手く贈与

この改正の影響で相続税の節税対策や子供、孫の家計を支援するために贈与をする父母、祖父母が増えています。ただし、贈与の証拠を残さなかったり、非課税制度の要件を満たさなかったりすると税務署から指摘されかねません。贈与税は財産をもらった人にかかり、1年間に贈与された金額について翌年3月15日までに税務署に申告します。その暦年課税の申告者数は平成26年で47万人と、5年前に比べ6割強増加しています。

これは生前贈与により財産を圧縮して相続節税につなげようという思いの表れだと思います。特に目立つのが、基礎控除の範囲内で、毎年無税で贈与をするケースです。

例えば、親が20歳以上の子供に、平成28年に1,000万円を一度で贈与をすると、贈与税は210万円かかります。一方、毎年100万円ずつ贈与すれば、10年後には無税で1,000万円の財産を贈与できたこととなります。基礎控除の範囲内なら申告は不要ですが、生前贈与の証拠を残すために、納税はしないが申告だけをした人が最近10万人台と高い数値を示しています。

### ● 教育目的が増える

非課税制度を利用した贈与も増えています。教育資金の贈与の非課税制度は学校の授業料などに使う目的で29歳までの子供、孫に贈与する場合、一人当たり1,500万円までが非課税になります。

結婚・出産・育児資金の贈与の非課税制度は20歳から49歳までの子供、孫に一人当たり1,000万円まで贈与できます。住宅取得資金の贈与の非課税制度は、取得する住宅にもよりますが、平成28年9月までの契約なら最高で1,200万円、同10月から平成29年9月までの契約なら最高で3,000万円を20歳以上の子供、孫に贈与できます。

非課税制度は平成31年中に終了する予定ですが、毎年の贈与を含めてしばらく贈与は注目されると思います。

### ● 要件を確かめ、証拠は残す！

税務署に指摘されずに上手に贈与するポイントや注意点を以下にご紹介します。

<基礎控除の範囲内で毎年贈与する場合>

- ・贈与する側とされる側の意思を毎年確認する
- ・贈与契約書など記録を残し、贈与された側が口座の通帳、印鑑などを管理する

※一括贈与をうかがわせる証拠があれば課税されてしまうため、贈与の都度の対応が必要です。

<非課税制度を利用する場合>

- ・非課税の要件をしっかりと確認する（年齢要件や期間など）
- ・添付書類に注意し、期限までに非課税申告書を税務署に提出する



### （株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

生活費や教育費を必要な都度、贈与する場合はそもそも、非課税です。ただし、もらったお金を使わずに貯金していたり、株式投資などの資金に充てたりすると課税対象となりますのでご注意ください。贈与を検討する場合は各担当者にご相談下さい。

## 今月の一言…“良薬は口に苦し”

稼げる男は「愛嬌」があり、

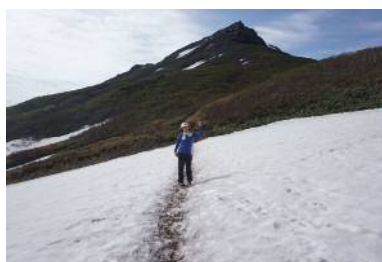
稼げない男は「虚勢」をはる。

(「稼げる男と稼げない男の習慣」松本利明著 より)

成功する経営者は「無邪気でシンプルで愛嬌がある」そして些細なことにも感動する素直さを持っているのが特徴です。子供のように真っ直ぐで私利私欲に左右されないのです。逆に小賢しい計算をして格好をつけて去勢をはる… ダメ経営者の特徴ですね。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 9 8)

- ★ 今月の未来創造塾の後にお客様の3代目社長の就任のお祝いに参加してきました。長年未来創造塾に参加いただいている経営者の有志の会でした。その中である経営者の方が新社長にこうおっしゃいました。「経営者は孤独だよ。当然、社内では誰にも相談できない。でも我々は気心の知れた仲間だから困ったら何でも相談しなよ！」心に熱いものが込み上げてきました。この様な素敵なお客さんの集まりをサポート出来たことへの喜びと今後それを更に発展させていく事への責任を痛感しました。新社長に幸多かれ！ (NISHIO)
- ★ ウサギのジュディが「誰でも、何にでもなれる」と信じて行動する絵がかわいくてズートピアを見に行きました。骨休めの軽い気持ちで旦那を誘ったのですが深く考えさせられました。差別や今までの常識との戦い、価値観の異なるウサギとキツネの信頼、裏切りと喧嘩、仲直り。見た後にあんなに旦那と話をした映画は他にないので夫婦の関係にも良かったと思います。日々、色々な課題に直面しますが「失敗したって何でも頑張るわ！」というテーマソングにも後押しされて前に進んでいきたいと思います。(YAMAMOTO)
- ★ 先月TVCMしている『倒れるだけ…』で有名なワンダー〇〇を購入しました。40代になり体を動かす機会が取れていないこともあり、日常生活の中で少しでも運動不足を解消しようとの想いで始めたのですが、意外に2週間くらいで、体幹が鍛えられてことを実感できています。TVを見ながらの20分程度のストレッチなのですが、毎日の継続が成果につながるのだと思います。〇〇ザップのような、大きな変革をする方法も時に必要ですが、行動を変え『習慣化』することも改めて大切だと感じています。(TOCHIKURA)
- ★ 予定していた南米アルパマヨ登山に行けなくなった代わりに家内と利尻島と礼文島に行ってきました。利尻島の海岸沿いは標高1600mの長野の我が家と似た気候で、咲いている花や草も見慣れた高山植物も多くなんだかホッとします(笑)ということは標高1721mの利尻岳山頂は3000m級の北アルプスと同じ気候... 豊富な残雪の間に新緑が萌え若葉が風に揺れていました。積雪が多いせいか長野では湿原に咲く座禅草が稜線を飾っていたのには驚きました。家内と登った利尻岳の山頂は「地球は丸い」とハッキリ感じられる360度海を臨む大展望。梅雨と無縁の利尻島は、初夏の高山植物が咲き乱れるこの世の楽園でした！ (IZUMI)



## TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### セミナーのご案内

※関与先値引き有り

#### ★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

**自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！**

日時：平成28年7月19日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込（お二人迄参加可）

#### ★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

**第66回「主要改正項目を分かりやすく解説！平成28年度 税制改正」**

講師：税理士法人横浜総合事務所 Team税務支援 リーダー 土屋 和宏

日時：平成28年7月21日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

#### ★ “後継者育成塾” 4期生募集中

**創業者の志を継承する「人財」を育成します！**

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成27年5月15日(金)～平成29年3月4日(土)

場所：日帰り／(株)日本BIGネットワークセミナールーム(東京駅八重洲口徒歩4分)

泊まり／湘南国際村センター セミナールーム(逗子駅よりバス20分)

募集：全12日間(内3回1泊2日) 90万円(税抜き)

### ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)日本エスクロー信託

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕閣内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります